

令和元(平成 31)年度地方共励事業

「相談に関する研修会費」への助成

1. 助成の対象とする研修

ア 研修内容

都道府県・指定都市社協等が民生委員互助共励事業の地方共励事業として実施する研修事業で、相談に関する研修（名称は問わない）

イ 主催等

都道府県・指定都市社協等の主催、都道府県・指定都市民児協との共催いずれかとする。

ただし、都道府県・指定都市（行政）等からの委託研修等は対象としない。

ウ 参加対象

- ① 民生委員・児童委員
- ② その他の相談員や、相談事業を担当する社協職員等

2. 助成基準額

相談所が 24 か所以下の県（市）は 一律 50,000 円

相談所が 25 か所以上の県（市）は か所数 × 2,100 円

※相談所＝旧「心配ごと相談所」の継承をはじめ、各種相談事業など「高齢者等に対する身近な相談支援」を実施しているところをいう。

（民生委員・児童委員が相談の役割を担っていること。）

3. その他

助成申請にあたっては、主催、参加対象、研修内容等を明記した研修会計画書（開催要綱等）を添付する。